

## 再公示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定であった公示済み案件のうち、再公示が必要となった案件について、再公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

2013年4月8日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

### 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

### 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

### 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（[http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)）

( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること

注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

( 2 ) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者心札又は応募である場合はその旨

( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

( 4 ) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

再公示：次の案件については、2月27日に公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。

番号：再公示 1 国名：エクアドル 担当：農村開発部  
案件名：カタラマ川流域灌漑事業活性化プロジェクト（円借款附帯プロ）

1 契約予定期間：2013年6月上旬～2016年7月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における灌漑事業に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の契約プロセス（予定）

業務指示書等配布：2013年4月15日から2013年4月17日まで

（配布期間が遅れる場合は、HPにて告知します。）

JICA本部1F調達部受付（10：00～17：00（12：30～13：30は除く））にて、

業務指示書等受領書をもって配布

プロポーザル提出：2013年5月7日

（プロポーザル提出期限は変更される可能性がありますので、業務指示書をご確認下さい。）

選定結果通知：5月中旬

契約交渉：5月中旬～5月下旬

5 業務の目的

エクアドル国（以下「エ」国）において、1980年代以降の農業セクターでは農産物の生産性向上が課題となっており、灌漑施設の未整備がその一因として挙げられ、特にコスタと呼ばれる海岸地域は農業地帯として重点的に開発が進められていた。このような状況のもと、コスタにおいて、灌漑・排水施設を建設することにより、農産物の生産増大及び生産性の向上を図り、農家の生計向上と地域経済の発展に寄与することを目的としてロス・リオス県カタラマ川流域で円借款事業「カタラマ川流域灌漑事業」（承諾：1988年2月、供与限度額8,594百万円）が実施された。しかしながら、同事業の対象地域における作付面積が当初計画に及ばないなど、期待された効果が限定的であることが2005年9月に行われた事後評価において確認された。その原因として、末端農地における三次水路の未整備、勾配修正や均平等の圃場整備が行われていないことによる灌漑施設の未活用、灌漑農業に係る技術の不足が挙げられている。

一方で、「エ」国における灌漑排水事業の管轄機関は変遷を繰り返し、カタラマ川灌漑事業に係る管轄機関は、2005年以降でも、グアヤス川流域開発公社(CEDEGE)から2008年には国家灌漑庁(INAR)、2011年には農牧漁業省(MAGAP)の灌漑排水次官室へと変わり、灌漑事業の活性化に向けた「エ」国による具体的な取り組みが実施されていない状況であった。

このような中、カタラマ川流域灌漑事業の活性化に向けた事業計画を策定することを目的として、JICAは2011年4月から7月までに「カタラマ川流域灌漑事業における灌漑事業活性化のための事業計画策定支援(有償資金協力専門家)」を実施し、既存三次水路整備地域において、効果的な灌漑用水利用に基づいた営農モデルの提案と、近隣地域への灌漑実施地区拡大に向けた戦略策定により、灌漑施設を利用した農業生産の拡大を図る取り組みを基本とした灌漑活用のための活性化計画案を取りまとめを行った。

その後、「エ」国においては地方分権化に伴い、灌漑排水事業の管轄機関が国から県へとさらに移管されることとなり、カタラマ川灌漑についても2011年12月にロス・リオス県(以下「県」)へと管轄が変更となった。県では、カタラマ川灌漑の活性化を県の農業開発における一つの重点事項として捉えており、「カタラマ川流域灌漑事業における灌漑事業活性化のための事業計画策定支援(有償資金協力専門家)」による活性化計画案を基にした円借款事業「カタラマ川流域灌漑事業」の開発効果増大を目的とした円借款附帯技術協力プロジェクトを我が国に対して要請した。

こうした背景のもと、本業務は、展示圃場の設置、展示圃場での営農指導等を通じた円借款事業「カタラマ川流域灌漑事業」の開発効果増大を目的として実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

カタラマ川流域灌漑事業対象地域 / ロス・リオス県カタラマ川流域（カタラマ地区、シピンベI地区、シピンベII地区）（受益面積：5,700ha、受益者農家数：約600戸）

(2) 実施機関（以下「C/P」）

ロス・リオス県政府

(3) 業務内容

<第1年次契約>

## ア ワークプランの作成

### イ 展示圃場における灌漑システムの運用及び維持管理

- (ア) 土地所有、土地利用、灌漑施設の利用、三次水路導入のニーズ等を把握するためのベースライン調査を行う。
- (イ) 二次水路ごとに灌漑システムの運用及び維持管理状況を評価する。
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)の結果をもとに、対象地域のGISを用いたデータベースを作成する。
- (エ) 展示圃場が属する二次水路システムにおいて、ロス・リオス県政府及び農民グループによる灌漑施設の運用及び維持管理のモデル計画を作成する。
- (オ) 上記(エ)の計画を実施するため、ロス・リオス県政府及び農民グループに対して指導を行う。
- (カ) 上記(エ)で作成された維持管理のモデル計画を対象地域全域に広めるために、他の二次水路においてもモデル計画を活用する。

### ウ 展示圃場周辺の農家に対する灌漑営農技術の普及

- (ア) 展示圃場の設置場所を選定し、展示圃場の利用計画が策定する。
- (イ) 試験圃場を設置し、市場性等を考慮して選定した作物について、対象農家による技術的な栽培実践可能性を検証し、対象地域に適した作物を特定する。
- (ウ) 展示圃場において、灌漑技術を用いた展示活動を行う。
- (エ) 展示圃場でのワークショップやセミナーを通じて、展示圃場の近隣農民に対して灌漑営農に関する技術指導を行う。
- (オ) 展示圃場の近隣農民に対して、灌漑農業の経営にかかるセミナー及びワークショップを開催する。

### エ カタラマ川流域灌漑事業対象地域における灌漑地区拡大計画の作成

- (ア) 灌漑の利用拡大を阻害している要因を、ベースライン調査の結果及び過去に収集された情報をもとに特定する。
- (イ) 上記イ、ウに係る活動及びエ(ア)の結果を踏まえ、灌漑農業の普及及びこれを促進するための水利システム維持管理強化や三次水路整備等の各開発計画を策定する。

## オ 業務完了報告書の作成

### <第2年次契約>

## カ ワークプランの作成

### キ 展示圃場における灌漑システムの運用及び維持管理

- (ア) 上記イ(エ)で作成したモデル計画を適宜検証し、必要に応じて改訂を行う。
- (イ) 上記(ア)の計画を実施するため、ロス・リオス県政府及び農民グループに対して指導を行う。
- (ウ) 上記(ア)で作成された維持管理のモデル計画を対象地域全域に広めるために、他の二次水路においてもモデル計画を活用する。

### ク 展示圃場周辺の農家に対する灌漑営農技術の普及

- (ア) 展示圃場において、灌漑技術を用いた展示活動を行う。
- (イ) 展示圃場でのワークショップやセミナーを通じて、展示圃場の近隣農民に対して灌漑営農に関する技術指導を行う。
- (ウ) 展示圃場の近隣農民に対して、灌漑農業の経営にかかるセミナー及びワークショップを開催する。

### ケ カタラマ川流域灌漑事業対象地域における灌漑地区拡大計画の作成

- 上記イ、ウに係る活動及びエ(ア)の結果を踏まえ、灌漑農業の普及及びこれを促進するための水利システム維持管理強化や三次水路整備等の各開発計画を策定する。

## コ プロジェクト事業完了報告書の作成

## 7 成果品等

### <第1年次契約>

- (1) 業務計画書(契約締結後10日以内)
- (2) ワークプラン(業務開始約3ヶ月後)
- (3) プロジェクト事業進捗報告書(業務開始後6ヶ月後、12ヶ月後)
- (4) 業務完了報告書(第一年次契約終了時)

### <第2年次契約>

- (5) 業務計画書(契約締結後10日以内)
- (6) ワークプラン(業務開始約1ヶ月後)
- (7) プロジェクト事業進捗報告書(業務開始後6ヶ月後、12ヶ月後)
- (8) プロジェクト事業完了報告書(第二年次契約終了時)

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括
- (2) 灌漑技術/灌漑計画
- (3) 農業経営/組織強化
- (4) GIS
- (5) 灌漑計画補助/業務調整

9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定。
- (2) 2012年7月に詳細計画策定調査実施済み。
- (3) 2012年12月にR/D締結済み。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。